

第73回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成30年12月18日（火） 午前10時30分開会 午後0時23分閉会

2 場 所 大阪産業創造館 11階 会議室

3 出席者

(1) 委員 加藤会長、山本会長代理、川崎委員、高比良委員、平栗委員、白委員、
吉川委員

(2) 事務局 経済戦略局：田村商業担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

(1) 「（仮称）ライフ玉出東店」（西成区：新設）

(2) 「バロー淡路店」（東淀川区：新設）

(3) 「（仮称）ホームセンターコーナン西本町店」（西区：新設）

(4) 「（仮称）中央区難波3丁目店」（中央区：新設）

5 議事要旨

(1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。

(2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

① 「（仮称）ライフ玉出東店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。特に店舗の出入口がある西側道路は歩車分離されていないので、車と歩行者や自転車の交錯が懸念されるため、配慮されたい。

② 「バロー淡路店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の

趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うよう要望する。

また、深夜営業に関しては、周辺の生活環境の悪化防止等に十分配慮されたい。

③「(仮称) 阪急オアシス西区新町店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

特に、自動二輪車の駐車について、歩道区間における交通安全対策に努められたい。

④「中央区難波3丁目店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力

して適切な対応に努めるよう要望する。

- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。特に屋外アナウンスについては規制基準を遵守し、事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うよう要望する。
また、深夜営業に関しては、周辺の生活環境の悪化防止等に十分配慮されたい。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図・委員名簿

資料3 大阪市意見（案）について

資料4 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況について（報告）

資料5 届出要約書

7 問い合わせ先 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

（電 話） 06-6615-3784

（FAX） 06-6614-0190